

3 農家民宿開業までの流れ

(① 旅館業法簡易宿所・規制緩和型)

まずは、農業事務所へ!

【STEP1】 農業事務所へ相談

旅館業法簡易宿所の規制緩和認定を受けるための手続きや必要となる書類について、説明を受けます。
必要な書類と現地調査の確認が済みしたら、「農林漁業体験を提供する施設であることの確認書」の発行を受けます。

次に、保健福祉事務所に相談!

【STEP2】 保健福祉事務所に相談

旅館業法の許可を受けるための手続きの流れや必要となる書類等について、説明を受けます。
(食事を提供する場合は、食品衛生法上の許可も受ける必要があります。)

続いて、関係法令を確認し、各問合せ先に相談!

【STEP3】 関係法令を確認し、各問合せ先に相談・申請

各問合せ先に相談し、手続きの流れや必要となる書類の説明を受けます。
申請が必要な場合は、申請を行います。

<相談・申請事項>

	法令	内容	問合せ先
①	建築基準法	・建築基準法上「住宅」としての法規制が適用されるかの確認 ・非常用照明設備の設置方法や宿泊者の安全確保のための必要な措置等について相談	各土木事務所等
②	消防法	・消防法令適合通知の交付を受けることが必要	各消防本部
③	水質汚濁防止法	・河川や水路等に水を流す場合、水質汚濁防止法に基づく届出が必要になるか相談	各森林環境事務所等
④	浄化槽法	・浄化槽で汚水を処理する場合、浄化槽法に基づく届出等が必要になるか相談	各森林環境事務所等
	下水道法	・下水道に汚水を流す場合、下水道法に基づく届出が必要になるか相談	建物が所在する市町村役場の下水道担当部局
⑤	都市計画法	・開発許可等について手続きが必要となるか相談	各土木事務所等

最後に、保健福祉事務所へ申請!

【STEP4】 保健福祉事務所へ申請

関係法令所管機関からの確認書類を添付し、保健福祉事務所へ旅館業法の営業許可申請を行います
(食事を提供する場合は、食品衛生法の営業許可申請も行います)。

【STEP5】 農家民宿の営業開始

保健福祉事務所から旅館業法の営業許可を受けましたら、農家民宿の営業が可能になります。

4 農家民宿開業までの流れ

(② 住宅宿泊事業法)

まずは、食品・生活衛生課へ!

【STEP1】 県庁食品・生活衛生課へ相談

住宅宿泊事業法の届出に関して相談します。電話(027-226-2448)で日時を予約して下さい。

次に、周囲への説明と関係他法令の確認!

【STEP2】 周囲への説明等(推奨)

周辺住民に対して、住宅宿泊事業を営む旨の事前説明を行います。
また、事業を取り巻くリスクを勘案し、適切な保険に加入します(火災保険、第三者に対する賠償責任保険等)。

【STEP3】 関係法令を確認し、各問合せ先に相談・申請

各問合せ先に相談し、手続きの流れや必要となる書類の説明を受けます。
申請が必要な場合は、申請を行います。

<相談・申請事項>

	法令	内容	問合せ先
①	食品衛生法	・届出住宅において食事を提供する場合、食品衛生法に基づく営業許可が必要	各保健福祉事務所等
②	建築基準法	・建築基準法上「住宅」としての法規制が適用されるかの確認 ・非常用照明設備の設置方法や宿泊者の安全確保のための必要な措置等について相談	建築課審査指導係 電話: 027-226-3703
③	消防法	・消防法令適合通知の交付を受けることが必要	各消防本部
④	水質汚濁防止法	・河川や水路等に水を流す場合、水質汚濁防止法に基づく届出が必要になるか相談	各森林環境事務所等
⑤	浄化槽法	・浄化槽で汚水を処理する場合、浄化槽法に基づく届出等が必要になるか相談	各森林環境事務所等
	下水道法	・下水道に汚水を流す場合、下水道法に基づく届出が必要になるか相談	建物が所在する市町村役場の下水道担当部局
⑥	都市計画法	・開発許可等について手続きが必要となるか相談	各土木事務所等

最後に、民泊制度運営システムで県へ届出!

【STEP4】 民泊制度運営システムを利用して届出

住宅宿泊事業届出書に必要な事項を記入し必要な添付書類と併せて届け出ます。原則として民泊制度運営システムを利用して行いますが、郵送・持参も可能です。詳しくは食品・生活衛生課に問合せ下さい。

【STEP5】 農家民宿の営業開始

届出が受理された場合、県から届出番号が通知されます。通知を受け標識を掲示した後、農家民宿の営業開始が可能となります。

【STEP6】 農林漁業体験民宿の確認(推奨)

農林漁業体験を提供する民宿として確認を受けるため、所管の農業事務所より「農林漁業体験を提供する施設であることの確認書」の発行を申請します。